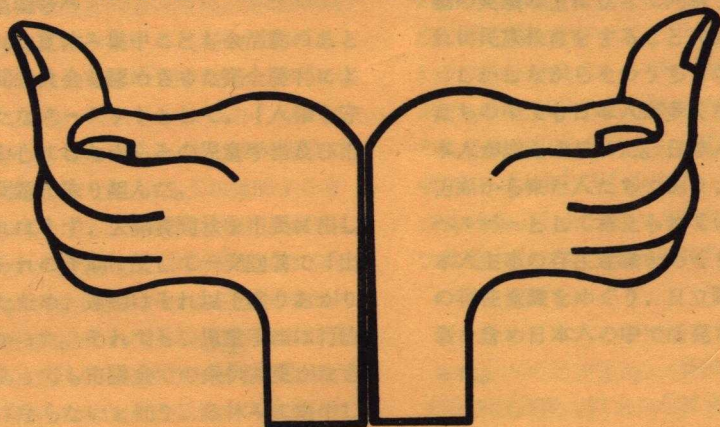


民闘連 ニュース 1977. 2 第18号



目 次

■民族差別とは何か(2)	
川崎市の奨学金制度における民族差別を糾す委員会	1
■日本人と在日韓国・朝鮮人(上)	
その「主体的」関わり合いを検討する	谷口智彦 5
■在日韓国人の地域実践活動報告	
— 尼崎 — 同胞の広場作りをめざして	黄光男 10
■日本人の教育実践報告	
A子のこと — 学級の朝鮮人子弟にかかわって —	安藤昇 13
■無知は罪悪だ!	
民闘連連続セミナーに参加して	永田裕之 16
■ミニ情報	17
■編集後記	19
■資料案内	20

民族差別とは何か (2)

川崎市の奨学金制度における 民族差別を糾す委員会事務局編

■児童手当闘争へ

われわれは夏休み集中こども会活動のあと日立に諮問委員会を認めさせた完全勝利によって、新たなターゲットとして、「人権を守る会」を中心にしながらその児童手当及び市営住宅の問題に取り組んだ。

われわれはまず、公開質問状を市長に出した。われわれの予期に反して一発回答で「出す」ときたため、運動はそれ以上盛りあがりようがなかった。それでも、児童手当は行政の回答があっても市議会での条例変更がなされなければならないと知り、冬休みに集中して署名活動を展開した。そして説明会ということで行政の人間を呼び、2度にわたる集会をもった。川崎の田島地区において、ほぼ100%の該当者児童手当を申請し、もらっているという事実は、運動の進め方、民族差別の理解の仕方において不十分な点がありながらも、われわれが必死になって家庭訪問をし、動いたことによっているのである。

夏の「人権を守る会」によるこども会は、週一回、池上の韓国会館で同胞子弟を対象にして継続してもたれてきたが、児童手当闘争に集中したことと、民団側からの使用禁止の命によって中断されてしまった。

一方、保育園側では、卒園したこどもの追跡がなされていないことに対する責任が痛感されており、その保育園の意向と、「人権を守る会」のやる気がひとつになって、桜本学園が創られた。学園としては、スローガンとして基礎学力を謳ったものの、それはつけ足しのなものであり、本当の目的は、保育園活

動の実績の上に立って同胞子弟を確保し、それに民族教育をすることにあったのである。

しかしながらそのうち、学園に来るこどもたちの中でも日本人が多くなり、教師にも日本人が増えはじめた。日本人教師はいろんな方面から来た人たちであり、当初は文字通りヘルパーとして考えられていた。そのとき日本人主事の存在意識をめぐり、また、青丘社の存在意識をめぐり、日立闘争を担ってきた者を含め日本人の中で活発なはなしあいがあった。

■「ロバの会」の活動

一年間の学園活動を経て、小学校1～3年生を対象に学童保育「ロバの会」がつけられた。数度にわたる民生局との交渉と、その会に出席した地域の母親たちからの強い要望に支えられ、「ロバの会」は市の委託事業として出発した。その初代専従がP主事と、保育園から派遣されたMさんである。

われわれは今まで、民族差別と闘う主体は韓国人自身でなければならぬという自覚から「人権を守る会」の活動を行ってきたが、その際、社会福祉法人青丘社という基盤は、あらゆる活動、発言が南北のいずれの側に有利かという基準で見られる状況にあって、われわれの民衆の要求をすいあげ、組織化しようとする運動が公的に認められ、保障される場であると考えてきた。そしてそのことは、児童手当の活動が南北の既成団体より反対を受け、説明会の開催すら危うくなったとき、あそこは思想と関わりのない、住民の福祉の向

上を計る団体（社会福祉法人）であるということ、最終的に行政当局がわれわれの協力を打ち出したということに、見事に象徴されている。

■青丘社における活動の点検

青丘社の位置づけは、一言でいえば、民族差別と闘う「根城」というものであった。事実、保育園にあってこの8年に及ぶ歩みは民族学級がいかに必要であり、その中味をどうするかということを探る過程であった。学園の設立、ロバの会（学童保育）もまた、その創設の動機においては、保育園でなされてきた民族教育によって本名を名のようになった子供たちが、小学校に上がっても正しい民族的自覚をもって生きていけるようにするためには、どのようにすればいいのかということから出発したのであり、われわれの関心は同胞子弟にあったと言っても過言ではない。

■保育園活動の歩み

保育園の歩みを知ることは、青丘社の存在基盤は何なのかということを理解するのに必要不可欠なので、各現場においても十分に検討する必要があると思われる。

保育園においては、民族クラスのあり方については議論されても、日本人クラスのあり方については、青丘社桜本保育園の存在意義とからみあわせ十分に考えられてこなかった。従って、誰一の日本人保母であるK先生ひとりに、その日本人クラスの教育はまかせられてきたのである。しかしながらそのことは、日本の子どもたちのことを等閑視してきたということではない。むしろその点は逆なのである。即ち、保育園の設立以来、抽象的に子どもをみるということで、同胞子弟のことがなおざりにされてきたからこそ、その反省として、われわれの生き方とからみあわせて同胞に対する民族保育の必要性が痛感され、具体的に取り組まれたのである。

当初桜本保育園の保育内容としては、日本名の保母もあり、日本社会の差別的雰囲気

気にしながら——というのは、韓国人が経営しているということを押し出せば、保育園そのものが経営的に成り立たないのではないかという危惧があったのである——キリスト教精神に基いたということと、物理的に日本人と韓国人がいるということでの「国際性」が強調されるのみで、保育の中味として民族のことが問題にされてはいなかった。

しかしそのうち、在日朝鮮人として、われわれはいかに生きればいいのかということの模索と保母自身のめざめによって、「韓国人は韓国人らしく」という命題が共有化されるようになった。そうして保母自身が本名を使い、子どもにも園の方針として本名を名のらせるようになってきたのである。

朝鮮の歌も教えられるようになった。あいさつも朝鮮のことばでなされるようになった。はじめ、抵抗を覚えた日本の父母には、日本のこどもが隣人の文化を知ること、国際性を身につけることであると説明された。確かに日本の子どもにとっては、朝鮮名で朝鮮人を呼ぶことを当り前のこととし、朝鮮の言葉を知ることには大きな教育的な意味がある。しかし、同胞の子どもにとってはどうか、これ程の民族教育で本当に朝鮮人として生きるという自覚をもつのに力となるのだろうか、ということが言われ出された。同胞の子どもには歌にしても、遊具にしても、もっともっと集中的に民族的雰囲気の中で育てる必要があるのではないか。このように民族学級がつけられたのである。

クラスを分けるようになって事実、同胞の子どももその母親たちも、目に見えてのびのびと振るまうようになった。クリスマスとき、韓国語でオペラをやるのを見て、民族舞踊をするのを見て、感動しない親はいない。われわれはここに民族保育のひとつの大きな肯定的な成果を見るのである。

一方、民族クラスができるということは、結果的に、日本人クラスができたということの意味した。しかし、その存在意義については充分には検討されなかった。日本の子どもにも、朝鮮の歌を教え、文化に触れさせるこ

と自体が、子どもにとっていいことなのだと
いうこと以上の教育理念はなかった。ことば
としては「日本人は日本人らしく、韓国人は
韓国人らしく」ということが言われたが、そ
のことは朝鮮人性を否定しようとしている韓
国人自身にとっては中味のあることばであっ
ても、日本人にとっては、教育の中味になる
ようなものではなかった筈である。

桜本保育園が民族性を打ち出すことは、ア
メリカンスクールで西洋文化の様式でなされ
る教育に対して希望者であればアジアの人間
も入れるというのと同じように、地域におけ
るコリアンスクールのイメージを打ち出すこ
とであり、そのことは同胞子弟にとって必要
であるばかりか、日本の子どもにとってもい
いことなのではないかというように考えられ
た訳である。

しかしながらそのような思考は、地域に住
む日本の子どもにとって何が必要なのかとい
う発想から出たものではない。副産物として
生まれた日本人クラスの実存意味は、将来的
にはなくなってもいいものなのか、或いは青
丘社の事業にとって（理念にとって）なくて
はならないものなのか、後者だとすれば、そ
の教育理念とは何なのか、このようなことを
唯一の日本人保母であるK先生は考え続けた
に違いない。それは同時に、自らの存在意義
を問うものであり、日本人教師の実存意味を
見つけようとする努力であったのである。

このような模索の中で、障害児保育を日本
人クラスの特徴としていこうと試みられた。
そうして昨年、民族保育と障害児保育を
青丘社桜本保育園の二本の柱にしようとい
うことになったのである。保育園では現在、現
場において民族差別と障害児差別の他、具体
的にどのような差別があるのかを取り出し、
それら全てを並列化しようとしてどうすればい
いか検討中であると聞く。それは言い換える
と、抽象的な「差別」ということを軸にしま
しながら、現場における差別を並列化、羅列化し
ようとする考えであると言えるだろう。教育
理念における具体的な中心軸がなく、現場に
即してということで個々の事例をとらえると

き、そのようなことがおこるのである。

先に述べたように、保育園における韓国人
クラスの実存理念は、民族文化に触れさせ民
族的素質を高めて、正しい民族的自覚をもつ
ことができるようにするということにつきる。
われわれは先にそのことの肯定的な面を考え
たのだが、日本人クラスで、障害児との接触
の中で養われる人間性の深まりということ以
外、地域の実態に即した理念が出ていないと
いうのは、実は、日本人クラスだけの問題で
はなく、民族保育そのものにおける問題性を
示しているのではないだろうか？ 民族教育
というとき、子どもと子どもをめぐる親の生
活実態との関係にまで目が行きながらも、民
族差別によってゆがめられた子どもの実態に
まで肉迫できず、民族差別を地域の様々な差
別のひとつとして並列化してしまうというの
は、われわれの側にそのようになるしかない
ような、民族差別に対する理解があったから
ではないだろうか？

このことは実に重要な点である。それは保
母ひとりの問題意識に機縁するものではなく
「人権を守る会」を中心にして進めてきたわ
れわれの民族差別と闘う運動そのものの質と
関連していると考えられる。そして今後の青
丘社のあり方を決めるものであると言っても
過言ではない。

「民族文化に触れさせ、民族的素質を高め
て正しい民族的自覚をもつ」ことを目的とし
た民族クラスの実存理念のどこに問題があつた
のだろうか？ そのことは、われわれが民族差別
をどのようなものとしてとらえていたのかと
いうことと密接な関係がある。即ち、われわ
れの考えるレベルで民族差別をとらえるとき
それに負けない子どもにするには上記のよう
な方法であるべきだと考えたのだが、そのこ
とは逆に言えば、民族差別によってひきおこ
される非人間化現象は同化にあるととらえた
ということなのだが、実はそのとらえ方その
ものに問題があつたということなのである。

同化（日本人化）というのは、朝鮮人が時
代の流れと共に日本社会（文化）に溶けこむ
といった単なる自然現象ではなく、日本人社

会が朝鮮人に強いてきた作為であるとわれわれは考えた。つまり同化とは強いられた社会現象なのであり、その同化こそ日本社会の差別の表われであると理解したということである。朝鮮人はダメな民族だ(とされている)から、同胞子弟は朝鮮人であることを隠そうとするようになる。それに対して、どうして朝鮮人であることを嫌うのか、同じ人間ではないか、われわれも朝鮮人として胸を張って生きようではないか、そしてわれわれ朝鮮人に対して朝鮮人であるということだけで条件を制限しているもの(児童手当や奨学金制度)や朝鮮人そのものがよくないものとしているような事例(東京新聞の記事)があればそれを民族差別として闘っていかねばならないと考えたのであった。

このように民族差別をとらえると、同化現象こそ民族差別の結果であるということになるので、民族差別と闘う教育戦線にあっては同化を克服していく方法、つまり民族文化にできるだけ多く触れさせるようにすることが民族教育の内容であるということになる。

しかし本当にそうなのか?このような扱え方の中にわれわれの観念性が表われているのではないだろうか?確かに具体的なものとして、われわれ自身がそうであったように、差別の結果としての同化という現象がある。同化を強いられる中で、人間らしい感受性が失われ、物事を正しく批判的に見るような目がくもらされる。同化という社会的・文化的現象そのものが悪なのでなく、民族差別による同化(日本人化)の中で、個々の人間が具体的にどのようにゆがめられ、どのように人間らしく生きることが疎外されているのか、ということが問題なのである。

ところが、われわれは自分自身が同化によってどのように傷つき、逃げ回り、人間らしく生きられなかったのかということを充分に知っているが故に、同化を恐れるのである。そして同化がもたらす内容を先取りし、そのような事態を恐れ、子どもには民族的なことではいけないですくすく育てほしいと願うのである。自らの経験を通し具体的な内容を

こめてとらえてきた筈の「同化の悪」が、同化そのものが悪であるというように抽象化されてくる。われわれの内からこみあげてくる熱い願いが、逆に子どもを見る目をくもらせている。

同化(日本人化)を望む子どもの生に既にゆがみがある。われわれはそのゆがみの中に民族差別を見、なんとかしなければと思うのだが、子どもが日本人のようになりたいと願うのは単に差別されたことが嫌だということではなく、具体的な生活上の困難からの解放を志向しているにも拘らず、われわれはそれを同化への志向だと抽象化・観念化してしまった。

朝鮮人であるが故に親の職業が安定しない。貧しい、ケンカが絶えない。親はどなることしかしない。親・兄を見ていて自分もまた奨学に対する希望を失う……。その結果、当然のこととして、情緒の不安定な子、言いたいことを口で正しく伝達できず大声で叫ぶか、暴力でしか意志表示のできない子。そしてそういう幼児体験が、低学力の温床となり、「非行」に走るか、あるいは無気力な生活を送るようになるのである。それが民族差別ではないか!!

このように考えてみると、保育園において民族教育とは、朝鮮の文化的な雰囲気の中で浸らせるだけでなく、どのように民族差別の結果、子どもの様々な能力(可能性)が殺されているかという事実を目を向けるべきである。そして、その潜在的な能力が民族差別によって殺されたままにされるのではなく、充分に発輝できるようにしなければならない。それが民族教育の中味であるべきではないか。

実に正しい民族教育は、民族差別が在日同胞民衆の生活、人格をいかに破壊しているのかということを見抜くことなくしてはありえない。同胞の生活実態に目を向けることなく子どもはかくあってほしいという教育理念を語れば、それはわれわれの主観的希望がいかなるものであれ、子どもにとって真にこの社会を生きぬくの助けになる筈はない。

(つづく)

日本人と在日韓国・朝鮮人

—その「主体的」関わり合いを検討する— (上)

谷口 善彦

はじめに — 本稿の問題関心 —

「朝鮮問題などまったく知らず、朝鮮民族は、どちらかといえば駄目な民族だと思って生きてきた彼ら〔日本人青年〕が、何かの機会に日本近現代史の暗部にふれたとする。そこにふれば、朝鮮人の累累たる屍をみないわけにはいかない。良心的な人間（青年）であればあるほど、自国の政治のありように疑問を抱き、朝鮮民族の被害に心を痛める。つまり贖罪意識……にとらわれる。……この場合の贖罪意識は、実践によって試されたものではなく、知識の世界だけで身につけたものである。……このような日本人の前に……在日韓国人が現われるとこれは、彼らにとって贖罪意識を具体的に発動する対象であり……日本人青年にとっては……長い間想いを寄せてきた相手に、ようやく言葉をかけてもらうことができたときの、男女の関係にも似たものがある。従って現実と直面すれば、相手と対等の関係を作り出す強じんさはもともとなく、朝鮮問題を知らなかったときの優越感から一挙に劣等感へと逆転する。」（傍点引用者、以下同）

「他方、在日韓国人の側は、特に若い世代は、物心ついた頃より、日本社会から民族差別をたえまなく受け、程度の差こそあれ、劣等感にさいなまれて生きてきた体験をもっている。そういう青年が、何かの機会に政治にめざめ、接した日本人が右〔先の引用〕にみたような人達であるから、何をいっても、韓国人青年の主張は通る。いわば対等な人間関係のなかで、実践を通して劣等感を克服した

ものではなく、相手の劣等感のうえに立って自己の劣等感を優越感に一転させた、そういう質のものだ。」

「〔以上の引用にみられるような日本人と朝鮮人の関係は〕優越感の裏返し of 所有者と劣等感の裏返し of 所有者たちの『連帯』であり……当然のこととしてこのような関係は破綻する。その結果、双方が一転してまゑとはくらべようもない動かし難い優越感と劣等感に戻るという非生産的な構造をもっている。およそ正しい言葉の意味で、連帯などとは無縁のものである。不幸なことに、実は、この関係が、過去の、そして現在の日本国内における『連帯』運動の実態を正確に反映しているところに、事態の深刻さがあるのである。」（以上『朝鮮研究』161号所収「在日韓国青年同盟員K君へー申君裁判の証人問題をめぐってー」佐藤勝巳）

本稿の狙いは、以上の引用に示されたような内容を反省の材料として、改めて日立闘争の意義を——特にそこに係った日本人と在日韓国人との関係にポイントを絞り——評価しなおそうとするものである。

日本人と在日韓国・朝鮮人が、それぞれの主体的な作業を「提示」しあう中で作られる緊張関係。そこに於て接点を見出した実践例として日立闘争を見、今もなお今日的な教訓を、そこから引き出したいと思う。

三玉城素『民族的責任の思想』検討と批判

本稿の意図する所は、以上述べたようなも

のである。だが、初めに、日本人の朝鮮ないしは朝鮮人に対して抱く「贖罪意識」、その具体的なあり様を検討しておきたい。

玉城素によって『民族的責任の思想——日本民族の朝鮮人体験』（御茶の水書房）が出されたのは、今から10年前の67年のことである。中国（民族）に対する日本（民族）の「民族的責任」は比較的早くから語られ始めていたものの、朝鮮（民族）に対するそれは決定的に立ち遅れていた。そのような中で書かれたこの書は、日本（民族）の朝鮮（民族）に対する「民族的責任」が初めて、理論的にかつ強い問題意識に貫かれて述べられたものであり、その意味で今日でもその歴史的意義は大きいと言える。

しかし惜しむらくは、この書の説く所が極めて観念的に過ぎることだった。津村喬はその著『われらの内なる差別』（70年。三一書房）で、この書を「朝鮮問題のために前提となる最小限の知識」を供するものとして挙げているが、玉城素の論は日本人青年の朝鮮人差別への理解、朝鮮人イメージの内容等を極めて観念的、一面的なものにし、冒頭の引用に於て述べられている「知識の世界だけで身に」つけられた、発展性のない贖罪意識を彼らに植えつけてしまうマイナス面を、同時に帯びたものであったと言える。

具体的批判の前に、この書で語られた「民族的責任論」の内容、その「責任」の取り方差別へのアプローチの仕方などを、以下要訳しておくこととする。

著者の論旨の中心部分は、第一部第一章「朝鮮問題の思想」にほぼ集約的に述べられている。まず著者は、「われら〔＝日本民族以下同〕にとって、朝鮮とは何であるか？」として次のように「朝鮮」を位置づける。

「朝鮮という存在は、日本民族の『原罪』の位置にある。」

と。この理由は、日本民族の朝鮮への「異民族体験」が、総て一貫して「いわれなき加害体験」だったからである。

次に「朝鮮とは、われらにとって何を意味するのか？」ではこう述べられる。

「朝鮮民族に対する日本民族の関係を、事実にもとづいて追求するとき、日本民族内部の人間関係の姿〔後に説明〕が鋭く浮かび上がってくる。われわれは、朝鮮民族と正面から向き合うことによってわれわれ自身の内なる人間関係の変革の課題を日程にのぼらせる。」

と。

さらに、「われらに対して朝鮮は何をもたすか？」では、

「朝鮮民族の復讐のエネルギーが日本人ひとりひとりを、試金石の前につき出す。被害者の痛みが、われわれの身の内を走り抜けるとき、われわれははじめてわれわれを包みこむ生活の戯画性に気づく。」
「朝鮮がわれわれに要求するものは……われわれ自身の思想的変革にもとづいて……全体革命の場に進み出ること、これがわれわれ自身のなしうる回答である。……その巨大な目標の重みにわれわれが気づくとき、われわれの『理由なき犯罪』に対するかれらの『美しい復讐』が成就するであろう。」

と語られている。

さて、これを要するに、著書も述べているように「ともあれ、民族的責任論は、日本民族が民族として他者に与えた苦痛を自己の心中の痛みとして受けとめることから出発し、みずからの思想的な変革をへて、新たな民族間連帯の道を切りひらこうとするところみ」であるとして良いであろう。

ところで著者による結論は、「すべての国家をなくし、すべての支配をなくし、いっさいの人間ピラミッド集団〔後に説明〕をなくす」という、「全体革命」をもってそれとしている。さてこの著者の結論の背景には、著者なりの「差別」の認識と、そこから必然的に必要とされる「連帯」というものの認識がある。これをまとめてみたい。

著者による「差別」の定義とはこうである。つまり、歴史的に見て、「差別」は、「道具

と言語と知識」から人々が疎外され、それらが「王者」に集中した時に始まる。「王者」は自らに集中させたこの三つの力をもって、「群集」を操作することによって、人々の間に「栄誉と富」に浴する者を一方で設け「労苦と懲罰」に苦しむ者を他方で作る。従ってここから、「差別」とは、「この、表から見れば人間のあいだにととのえられた価値の序列、裏から見れば人間に強いられた苦痛の序列」であるということになる。(なおこのような構造を持つ社会が、弱者がより弱者を必要とするという「人間ピラミッド集団」である。)従って「差別」を撤廃する為には、当然の帰結として「全体革命」推進以外にないということになるのである。

ところでこれは明確に「反資本主義運動」である。だがこれはなまながなことでは実効性を持つものとなれない。そこで求められるのが「われらに対して朝鮮は何をもたらすか？」として著者が動力源としてあげた、「朝鮮民族の復讐のエネルギー」であり、「アウトサイダーのインサイダーに対するまきかえし」というものである。そしてこれに気づく時、「われわれ」の朝鮮民族(この場合)への「連帯」は「はじまりかけている」のであって、「反資本主義運動」を革命的たらしめるものも、こうして行われる被差別者との連帯だ、というわけである。

以上まとめて来たような著者の論旨は、政治から「朝鮮問題」へ入って行った日本人青年には極めて浸透しやすく、現在でもこうした考えを抱く人々は、多いのではないかと感じられる。そこで以下に於て、この論理のどういった点が、現実には没主体的な行動をとらせる観念的＝一面的な「贖罪意識」を誘引することとなるのか、検討してゆきたい。

まず、著者による「差別」の認識をとりあげてみたい。

「差別はなぜ良くないのか」、日本朝鮮研究所の佐藤勝巳氏は、様々な場所での問い

を発してみても、答が返って来ないことに驚いたと言う。

差別とは、玉城素の言うことが間違っていないとしても、それだけで済まされるものではない。差別を、抽象的言辭で言い表わすことは殆ど意味を為さないと言ってもいいだろう。なぜなら、差別とは、全く具体的なものだからなのである。

例えば退去強制という制度がありこれは在日韓国・朝鮮人に容赦なく適用される。するとどうなるか。本国へ送還されたところで、彼が母国語を話せず、身寄りを持たぬ韓国人であれば、これはその人間に対する、国家意志の名をもった社会的生命剝奪である。あるいは在日韓国・朝鮮人は、本名では決して就職できない。否アルバイトにすら就くことはできない。ただ朝鮮人だというそれだけで一切の就職口は閉ざされる。あるいは日本人の罵りのために、本当に自殺を考える人もいだろう、といったような、こういうひとつひとつのことが、差別なのである。差別はなぜ悪いか、それは、実に明白に、「人を殺すから」(『朝鮮研究150号』「表現にみる部落差別と朝鮮人差別」佐藤勝巳)なのである。

こうした事実が歴然とある中で、抽象的言辭を弄してそれで済んだとしたとしたら、それは当事者にとって何の足しにもならぬばかりでなく、むしろ有害ですらあると言ってもいいだろう。著者の言う「全体革命」なるもののイメージ、その性格、内容についてはここでは言及しない。しかし在日韓国・朝鮮人ら差別される側にとってみれば、今問題なのは「革命」どころかまさに「ブルジョア民主主義」の範疇に属することなのである。就職の自由に始まり、国民保険、児童手当、公営住宅入居権などなど、どの一つをとってみても然りである。これらがまた差別の具体的現実なのであって、「全体革命」といった抽象的な言葉をもって安易に結語とすることは、こうした具体性を、つかみどころのないものにしてしまう危険をはらんでいると言えるからである。

また、玉城素の論をあっさり読み流すと、差別をするのは支配者だけだということになりかねない。事実、著者は「民族的責任」を取る上で最低限をさねばならぬこととして、（日本の朝鮮支配の）「責任者たちへの糾弾」及び支配者・指導者の「自己処罰」をあげている。しかし被差別の当事者である在日韓国朝鮮人から見れば、日本の支配者と人民大衆の区別など無きに等しいであろう。日々これ新たに、彼らを差別し抑圧し続けてきた者は日本の体制でもあったが、より身近の「日本庶民」でもあったのだから。

さて、以上のような批判点を探ってくると著者の論理構成の欠陥はその現実認識の浅さであると思えてくる。そしてその現実認識の浅さは、どうやら彼が具体的な朝鮮人の顔をイメージしていない所から来ているように思われるのである。

著者は朝鮮人の「思想的力量に対して、きびしく対決しつつ、自己を確立しなおせ」ということを「責任の取り方」の一つとしてあげている。しかし韓国人・朝鮮人の中にも、日本人と同様に、いろいろ価値観を持った人々がいるだろう。日本人が「思想的力量に対決」しようと欲しても、その対象におさまりきってこない人だっているだろう。（これは何国人だろうが当り前のことである。）

著者は韓国・朝鮮人にも様々な人がいることを知らなかった。唯一頭にあったのは「美しい復讐」を日本人に対して欲しているような、“告発糾弾型”の朝鮮人イメージでしかなかったようである。（著者は日共党员当时に各地の在日朝鮮人と接触した体験をあげているが、当時党がその人々に通名を用いていたことを「ふしぎに」思ったとしか述べておらず、その意識はあまり高くなかった。また個人の接した範囲の朝鮮人をもって朝鮮人一般とすることはできない。）いみじくも著者が、「共通のきびしい重荷を背負うような新しい連帯関係」が必要だという、重大な提起をしつつも「それが具体的にどのような行動を意味するのかは、私自身にも明確にはつか

めていない。」と吐露せざるを得なかったように、このことは、（当時の）著者が見解を組み立てる上で、致命的な欠陥となって結語の浅さを招いてしまったのであろう。

あえて補足するなら、著者は「京城」を初めとして、「南鮮諸地方」「在鮮日本人」等の、侵略的な差別用語を乱用している。言葉はそれを使う者の思想を計る尺度である。この用語法一つで、著者はその思想性を全否定されても仕方がない立場にある。基本的作業の重視は、この種の発言の際に、特に注意せねばならないことではないか。

≡呉林俊（オ・リムジュン）の検討

玉城素の「民族的責任論」を、いわば日本人の朝鮮人に対する贖罪意識に理論的裏付けを与えたものとしてここで評価し、しかしそれが観念論に走る危険性を読む者に与える可能性があるという欠陥を指摘してきた。では次に、贖罪意識を持った日本人に対し、それと表裏の関係で、“贖罪意識の発動対象”の側から日本人に向かって“告発糾弾”し続けた在日韓国・朝鮮人の典型として、呉林俊を見てみることにしたい。

かつてあの金嬉老（キム・ヒロ）は、日本の敗戦の日8月15日に「天皇陛下が泣いてるその感情にふれて、私も涙をボロボロ出して泣いたという。（『金嬉老の法廷陳述』金嬉老公判対策委員会編、70年、三一書房）そして自分をこんなにもねじ曲げたのは誰だと、日本人1人1人に向かってライフルをつきつけたのだった。彼呉林俊にとっても、その8・15は、生涯の生き方の核となるものだったと言える。

「…朝鮮独立を叫ぶ真正な朝鮮人のなかに、自分も一緒に汗水流して、独立万々歳を叫ぶことのとうていできない半日本人であるという、その時のつらさと苦しみとなげきと、その混濁した状態というものは、おそらく現在、朝鮮人のなかにも到底わからない人があるだろうし、

そもそものはじめから、だんことして日本帝国主義に一貫して批判的だった人がら見れば、ぼくは、日本帝国主義の術策にのめり込んだ、汚れた少年だったといいきれると思います。

その八・一五を境界とする気持ちというのは、二四年たった今でも消しきることとはできないし、やっぱり自分に忠実であり、自分の行なったことを、かくしだてしないとするならば、ごまかしをしないで、正直に率直に、自分の八・一五をまっこうひた押しに見すえねばならないと思います。」(『朝鮮研究』88号所収、対談「八・一五と文学の立場」)

彼呉林俊は、4才の時両親に伴われて渡日する。周囲の日本の庶民文化がその主体形成の糧となった。活動写真、少年雑誌、大衆文学大衆芸能……、それらまさに日本の「庶民」の文化によって、彼は育てられた。そしていつしか彼は思うようになってゆく。「クズ屋、ボロ屋、土方、人足」(『朝鮮人のなかの日本』71年、三省堂)といった「朝鮮人の世界」からの脱出を。かくしてその彼の“脱出行”の、来るべき極点が、実に、ソウルの地で一帝国陸軍兵士として、祖国解放の日8・15を迎えることとなつたのである。(初めに引用した言葉は、まさにその時の心情を語ったものである。)

それ以後の彼の生涯は、自らの内に浸み込んだ「日本」との、死にものぐるいの格闘となる。だが、自らの「日本」摘出の作業は同時に、その都度、それらがいかにも抜き難いものであること、自分がいかにあがいても「真正な」朝鮮人にはなれぬこと、この厳としてある事実と直面し、いらだたざるを得ぬ過程だった……。

そうした、彼の苦しい自己切開は、ひと度日本人に「怨念」として向けられた時、それはいかなるものになったか。「いまだ解きほぐすことのできない、見えない縄が身体にからみついているもの、それをわたしはふりほどこうとが」(く(前掲書))姿が日本人に見せつけられる時、1人の朝鮮人が、あたかも

自らの内にたまりにたまった毒素と格闘しているが如き情景を我々日本人が眼のあたりにする時、それは、高飛車な比喩を用いるならば、蛇のとぐろに巻かれたカエルを傍観する者が、カエルから突然「この蛇はお前だ!」と宣告されたようなものである。それは、すさまじい糾弾の刃である。自分が実は蛇であったことを知らされたなら、それも初めて知らされたならどうだろう。大抵の(「心ある」)日本人は、この糾弾の前に語るべき言葉を持たず、うなだれて立ちすくすことしかできないであろう。筆者には、呉林俊の糾弾は、それほど衝激的なものに思えた。

さて、この呉林俊を批判するとしたら、どのような点が考えられるだろう。

まず第一に、日本人に対して噴出させたあのようなすさまじいエネルギーを、彼はもっと自分の同胞に使うべきだった。今や在日韓国・朝鮮人2・3・4世の置かれた環境は、彼の時代に勝るとも劣らず深刻なはずである。そんな中で、自らの生き方に悩む者達がいるならば、そうした彼の同胞に、彼はもっと眼を向けるべきだったのではないか。第二に、彼の書く物を、同胞が読む際のことを、少し考慮すべきだったのではないか。若い日韓国・朝鮮人が彼の著書を読むことによって、またこれを読みうなだれる日本人を見て「何だ日本人はこんな野郎か。」と思い、後述するような「劣等感の裏返しとしての優越感」に留まり、その結果主体的努力が希薄なまま彼らを安易な向きに走らせるということになる危険性も、考えられたはずである。等々。

このように彼への批判を、頭の中で思いめぐらすことはできる。しかし、呉林俊は既に故人となったとはいえ、例えば日本人である筆者なら筆者が、目の前にいる在日韓国・朝鮮人の誰かにこうしたことを言わねばならない場面に遭遇した場合、果して言うことができるかどうかという問題となると、これは全く別である。その時にこそ、言う者の生きるあり方すべてが問われる時だと思う。なまはんな頭だけでの理解や、うわついた形だけでの行動で、相手の糾弾に耐えながらこうし

たことを相手に言うということは、してはならないし、また到底できるものでもないであろう。（これを相互に行った例として後に日立闘争を見る。）

それはともあれ、呉林俊の言葉は、贖罪意識を抱く日本人を、ひたすらうつむかせ続けるような性格を持つものであった。（学生）

在日韓国人の 地域実践活動報告

一 尼 崎 一

同胞の広場作りをめざして

一 う さ ぎ 子 供 会 と の 関 わ り か ら 一

黄 光 男
(ファン・クァン ナム)

ゆっくりとものを書いて、自分を考えるなんて事を今までした事がないし、大体、文章を書くのが苦手なもので、取敢えず書いて見るという事で、これを自分の良い機会に出来たらと思います。

●両親とも今も健在で、2人共12・3の頃に、日本へ渡って来ました。そんな話を余り聞かないので、ボツボツと喋った中で僕の覚えている話を幾つかすると、父は、やはり日本語が喋れなかった事で、バカにされた事をよく言っていました。それで一番初めに覚えた言葉が「ダムナサン」で、仕入れてきた商品を戸口を廻って「ダムナサン」と言っでは、何べんも追い払われたりしたそうです。そして又、土方仕事で肩に棒を掛けて土や石を運ぶんですけど、はじめの2・3日はその肩が痛くて我慢が出来なかったと言っていました。大阪に住んでいたんですが、買い出しに行くのに東北や九州の方まで行くこともあり、その電車賃を親戚から借りてまでして、それで

行くんです。

よく父とロゲンカをするんですが、「昔の暮しに比べたら今は天国みたいじゃ」と言います。それでも僕は色々と不平を漏らす訳です。甘えていると言えそうですが、余りにもこの生活の差があり過ぎたと思います。けれど僕は、そんな親の話を聞いてない様な振りをしても、実は胸がドキドキする思いで聞いています。ある一つの感動を覚えて、すごくしんどくなって来ます。口がきけなくなってしまう。そんな話を聞くなかで、何クソという思いが自分の中で出てくると言います。まだまだそんな親の話の聞いていない所を親の生きている間に聞き、また、それを自分の子供にも話さなくちゃいけないと思います。

僕は1才を過ぎて親の元を離れました。それは、母がある病気にかかったためで、父は生活のためやむなく僕を1人育児院へあずけることになりました。そこは、親のいない子供、また僕のように親が面倒見切れなくなった様な子供が、その時で20人程度いました。小学校2年を卒業する迄でしたが、今でもその生活のことをよく覚えています。団体生活での色々なきびしさがありましたが、人の身になる、相手の立場を考える、そんな自分がこの場で育てられた様です。そしてそこを出て、家族みんなが揃ってこの尼崎で生活する様になりました。ここで初めて僕は、いろんな意味で朝鮮(人)というのを知り始めました。日本の学校に日本の名前を使って入りました。自分は日本人だと思っていたのに、いつの間にやら朝鮮人だと知りました。それと同時に、まわりの日本人が僕を朝鮮人だと思いやしないかとビクビクしていました。日本人の多い所で住んでいた為、多くの友達には僕を朝鮮人だと知らなかった筈です。それでも僕は、極端にそれを嫌っていました。そんな自分がいやになり、なんべんも思い詰ったことがありました。「なんで自分だけこんな不運な人間に生まれたんやろ」それを考えるとキリがありません。涙が出そうになります。思い詰めると考え込んでしまう性格があ

り、このまま何もない世界へ行けたらなあとか、この屋根の上から飛び降りようかと幾度も思い悩みました。それでも誰にも相談することが出来ません。自分1人だけです。

そんな想いは、中学を卒業するまで程んど変わりませんでした。その卒業実際に初めて朝鮮総連との出会いがありました。何やら訳はわからなくとも、とにかく関わりました。初め東京の朝大へ行きました。高速バスでしたから、その中で初めて聞く歌、話（朝鮮語で）、まるで朝鮮の国へ来た様です。そんな中で、初めて自分の中で朝鮮を肯定し始めました。そして続く学習会等々、自分の目には初めてのことばかりです。そして卒業実際に朝高へ行こうとも思いましたが、やっぱり日本の学校（尼崎工業高校）へ行きました。やはり不安は隠し切れません。ところが、尼工でいきなり“本名”という事が出て来ました。それでも、それまでに朝鮮（人）についてのそんな葛藤があっただけに、一つやって見ようという気にもなりました。

就職差別を受ける事もなく、すんなり市役所に入ってしまったましたが、入った当時はかなりイキった感じで、人事課や研修所あたりにも喰ってかかりました。市役所に入った同胞4人で話し合いをもって、将来どうしょうとか、役所内で朝文研を作ろうとか、そんなこんなしている内になんとなくやる気がなくなるというか、何をしていたのか分からなくなり、ごく自然に役所マンに成りつつあるうしていました。

そんな中で、民闘連という組織が行政闘争として、公営住宅入居、児童手当を在日朝鮮人の権利として奪い返すんやという運動を知りました。そして日立の朴君やら川崎での活動等を聞くうちに、民闘や総連の組織に入らなかった自分が、社会に出て初めてもう一度“朝鮮”という問題にぶつかった気がしました。それは、尼工でその比類の事をしていたとしても、いざ卒業となるとそのつながりはブツリ切れてしまいます。卒業実際のそのなごりだけを頼りに、イキっていたようです。まずそんな同胞同士のつながりを大切にしな

い限り、学校内での朝文研の活動の為だけ、先生達の又自分達の満足の為だけに終ってしまうのではないかと思います。

それでは、即民闘や総連へ行けという事になるかという、そうではないみたいです。この二つの団体が争っている為に、在日する朝鮮人の問題、朝鮮人の解放運動が妨げられている様な気がします。

そうすると僕は、今やっているこの子供会活動、地域に恨を宿した緻密な活動の中で試行錯誤し、子供達との接触で色々な問題を考えていくし、そんな事の方が大切じゃないかと思うんです。本名の問題、低学力、朝鮮についての無知さ、それは子供達だけでなく、僕も又互いに考えていく問題です。まだまだそんな理想ばかりを言っている時ではないですが、自分が思い悩んだあの“朝鮮”は、やはり子供心を傷つけてしまっています。そんな子供に朝鮮人として誇りを持とう、差別に負けるな、ということが今の同胞の子供達には将来大きな違いを見せる大切なことだと思っています。それと同時に、自分が何故こんな活動に関わるのかという事も改めて考え、自分を見直していく大切な機会です。

去年1年間は何かをやらんとあかんということと始めましたが、こちらとしては何もない訳です。それでもこの塾をやり出して、そこでやっと何が問題か、何をしなきゃいけないのかということが出て来たと思います。しかし、実際は、唯もう子供達に引っぱられ、毎日のケンカだけで必死でした。学校の中でも押えつけられ、家へ帰っても押えつけられて、やっとこの塾へ来るもんだから、その子のすることはケタ外れです。部屋の中を暴れ廻り、他の子のじゃまはするし、勉強なんて騒ぎではありません。なんべんも蹴られたりどつかれたりし、こちらもその分どつき返したりしましたが、そうすると、この塾はあかんとか、先生らしい人はおれへんとか、さんざんこぼして、もうけえへん言うて帰ってしまうんです。それでも、その次の日になると又来て暴れまわるんです。集団生活の中で生きるというのがぜんぜんダメなんです。暴れ

て、それで目立って人の目を引く。遊びの中でも簡単にルールを破ってしまう。だから遊ぶのもへたです。

それで、その子に何かあるんじゃないか言うので、家へ行って見るとものすごく難しい家庭やというのが分るんです。簡単にこの子はダメなんやと言われなかったと思います。

その子は部落出身の子ですけど、「造花の判決」を塾みんなで見に行きました。「石川兄ちゃん、はんまはやってないんやろ」と言うんです。そして「部落いうたら何か知ってるか」と聞くと、「知ってる」、「何や?」と聞くと、「部落いうたらチョーセンやろ」と言うんです。こらあかんと思って、淡々と説明するんです。すると「やっぱり部落はチョーセンや」となるんです。まだこの子が小さいといっても、この結びつきは不思議でもないでしょう。そんな中で、無力さとしんどさを感じながら「僕にはやっぱりできないことなんや」と逃げ出したくもなりました。それでも塾へ来て、蹴られたりなぐられたりしていると、そんな事を考えてもしかたないと思うようになりました。

そんな状態が続いている訳ですけど、朝鮮人の子には、やっぱり朝鮮のことを教えたいという願望があるので、いろいろ教えます。しかし、朝鮮人の子供たちは、まず否定的な態度で聞こうとしません。日本人の子の方がよく耳を傾けます。そして朝鮮語であいさつをすると、日本人の子はそれに答えますが同胞の子は答えません。日本人の子にしても初めは、なんで朝鮮の唄なんか覚えなあかんねんと言っていました「英語の歌を歌うたこともあるやろ、そやったら朝鮮の歌も歌ったらどないや」と言うと、わりと納得する訳です。でも同胞の子にはそれが屈折して聞えるようです。

ある日、同胞の子に「あんたらは、朝鮮人やから日本人に負けんぐらい勉強しなあかん」と言いました。差別に負けたらあかんという事を言いたかったんですけど、それがショックだったらしく、逆に喰いついてきました。小学校3・4年でも、既にこれだけの反応を

見せるんです。彼らにすれば何だかわからないけど朝鮮ということに将来的には考えなあかんと言う事が自分の中にあったと思うんです。それをよい方向に伸ばさなければだめだと思う訳です。

自分とこの子供たちとの出会いは偶然だったとしても、僕とこの塾との出会いは全くの偶然ではなかった様に思います。何故なら、僕にのびかかっていた迷いや苦しさ、過去、自分が朝鮮人である事を罵った事、また親の生活を省りみず日本人になろうとしてきた自分が、逆に子供に朝鮮人だと教える事により何が正しく何が大切かという事を考えさせる一つの大きな広場だと思うからです。

その広場はまた未熟なものです。自分1人ではない、まだまだたくさんの人達や子供達との出会いにより、大きくなっていくと思うんです。その為には行政と闘うことも大切です。塾に来ている子供の親との関わり、小・中学校の先生との話し合い、保育園との関わり、そのほか具体的な話しも多くありますが、それら一つ一つを確実なものにして、あくまでも地域の問題を考える事により、その中の色々な問題にぶつかり体験していくことが、僕自身だけでなく多くの在日同胞また日本人の朝鮮人問題を考える大きな視点だと思っています。

川崎や八尾、大阪などの活動も又大きな関心を持って見えています。各々違った条件はあったとしても、それぞれの場で闘っている事を聞きます。けれども、尼崎程なにもない所はないと思います。何もない所からの出発だけにしんどさは隠しきれませんが、それだけにいろんな可能性が考えられると思います。市に児童館の要求をすること、専従を置くこと、学童保育の実施。これらは取りも直さず塾に来ている子供がまたここに帰ってきて、僕等の仲間となることが出来、運動に大きな成果をもたらすと思います。

まだまだ未熟な僕ですが、仲間の励ましや子供たちの顔を支えたいと思っています。みなさんも頑張ってください。

(尼崎・在日同胞の人権を守る会)

日本人の 教育実践報告

横浜教職員組合（浜教組）の「人権と民族」分散会は、2月14日に開かれた第26次の教育研究集会で、在日韓国・朝鮮人子弟の取りくみのレポートを発表した。以下に紹介するレポートは、当日発表されたもののひとつである。浜教組の「人権と民族」に結集する教師集団は、これまでに在日韓国・朝鮮人の在籍調査や進路問題に関するアンケート調査を発表しているが、関東における数少ない実践グループのひとつである。（編集部）

A 子 の こ と

一 学級の朝鮮人子弟

にかかわって一

安 藤 昇

■ はじめに

A子を担任してまもなく2年がすぎようとしている。この間、僕は自分なりにA子にかかわりを持ったつもりでいる。しかし、現実にはやっと入口にたどりついたという感じがしている。これからの報告は、自分の記憶を中心にまとめたものである。

■ 3年生（1975年）

2度目の3年生の担任であった。僕は学級目標を「差別をゆるさない人間になる」とし、このことを前面に出して学級経営に取り組み始めた。その中で班活動などをやっていくと、いつも決まって泣きだしてしまうA子の存在に気がついた。僕は、ちょっとしたことで大声で泣きだしてしまうA子にほんとと手をや

いてしまった。家庭訪問に行っても話しても、A子に聞いても、何も言ってくれなかった。6月になって、少し学級らしくなってきたが、A子の泣く声は毎日のように学校の中できかれた。しかしその都度、学級の子どもたちの力によってA子は学級の中にもどってきた。僕はどこにその原因があるのかわからないまま、A子を担任したことがある教師に相談を持ちかけた。そこで知らされたのは、A子の母が実の母でない、2年生の時頭にけがをしたまま学校に来た事がある、A子が在日朝鮮人である、などの事実であった。そのことを聞かされた時、民族の問題に切りこんでみよう、そして通称名で来ているA子に本名で通学できるようにしてやろうと自分で決心した。しかし、どのようにしたらよいのか見当がつかなかった。

2学期にはいって、学級の子どもたちに日記を書かせ始めた。A子の日記は字が小さく、暗く生活をせおっている内容のものが多かった。たとえば、「わたしは、雨の日はきらいです。雨が降ると部屋の中にしずくがおちてくるからです。……夜は寒い。でも、わたしは負けません」とか、「おかあさんは、いつもおとうさんのことをバカだと言います。……おとうさんは、いつも仕事にいけないで、部屋の中でゴロゴロしています。……」「わたしは、家族みんなで遊びに行ったことがあります。……」などが、毎日日記帳に記されていた。

9月から学級経営で中心に見ていく子として、一つは、K教論と始めた、2人の子どもの学力補充、もう一つはA子の取り組みを決め、やりだした。しかし、A子のことは遅々として進まなかった。

11月に学校長にA子の就学願いがあるかどうか聞いてみた。その結果、A子の妹のものはあったが、A子のものはなかった。これらのことから、A子が外国人であることがはっきりした。数日後、家庭訪問をした。A子の家は焼き肉屋をやっており、僕がたずねた時、母親がいた。クラスでの彼女の様子、日記に表われたA子の様子を話しながら、僕は

思い切って彼女の生いたちを聞いてみた。そこで僕が教えられたのは、A子の父と前の母は朝鮮人で、二人の間に3人の子どもをもうけた。A子が3才のとき、長女のM子は母がひきとり、A子と妹のC子は父がひきとって別れた。そして、日本人である現在の母との間にB夫が生まれた。しかし、前の母との離婚がうまくいかず、裁判中であること、それから、表札は、〇〇であるが、A子とC子は父親の籍にはいっているし、B夫は母親の籍にはいっているということ。父親は、解体業をしているが、ほとんど仕事がなく、家でぶらぶらしていなければならず、又、言葉が十分話せない為、すぐに手を出してしまい、外国人登録証の書きかえも6ヶ月ごとにしなければならない。A子は、毎日夜おそくまで、店の仕事を手伝っていること。A子にもC子にも民族の誇りを持って育ててやりたいが、差別のあるこの社会を考えるとどうしていいのかわからない。しかし、A子が外国人登録証を自分で書きかえに行くまでは、なんとかしたい。というようなことを話してくれた。僕も、民族のことは、ぜひ父親から話してもらいたい。それに、一度、父親とじっくり話したいので、都合を聞いてみてほしいと伝え別れた。学校に帰り、学校長に報告したが、新田小では、在日朝鮮人子弟のことに關して討論したこともなく、部落差別という事では一度家庭環境調査表のことで話し合ったが、もしも、A子が本名を名乗ってきた時、それをささえてやることのできない現実があった。しばらくして、母親から一通の手紙をもらった。「……先日は、貴重な時間をA子の為に使わせてしまい申し訳ございませんでした。主人に話し合いをと思いましたが、家庭のはずかしいことを『いちいち先生でも話せるか。今度来たら、ぶっとばしてやる。家庭の事は家庭で解決させる』と申し、全然とりあってくれません。少しは家の中に光をと望みを持っていたのですが絶望です。でも、まだ私が残されています。先生から私に色々アドバイスして下さい、私は主人に、少しでも気分の合った時にうまく話します。大変いそがし

いと思います。A子一人の為、先生の心をわずらわすのはいけないと思いますが、助けると思って気になる事はどしどし私に話して下さい。子供の為努力します。……」その後、何回か家庭訪問をしたが、父親はとり合ってくれず、おいかえされてしまった。しかしながら、その頃からA子の日記に少しずつ変化がみられるようになってきた。字が大きくなってきたし、内容も母親と一緒にどこかに行ったこと、友達のことなど、又、こんな日記もあった「先生、わたしには好きな人がいます。このクラスの人ではありません。幼稚園のとき一緒だった人です。名前をあててください……」。このように、明るさがみられはじめた。ある時、教室でA子が「先生、わたしのおばあちゃんは韓国人なんだよ」と僕に話しかけてきたが、僕のほうがA子に聞いていいかどうか、ちゅうちょしてしまい、ダメだった。

A子が風邪で休んだ日に、家庭訪問をしたら母親も風邪でねこんでいたので、A子を病院につれていった。その帰りに、路上でったりA子の父親に会い、初めて話し合いをした。父親は、口数の多い人ではなかったが、前の母のこと、現在の生活、自分の生いたちなどを話してくれた。その中で、自分は日本に帰化したい。本名を名乗ることが何のプラスになるのか。朝鮮人学校に行っているときはよかったが、卒業してしまってからうまくいかなかった。また、A子は日本人でないことは、うすうす感じている（T県のおばあちゃんのところへ行けばわかる）ので、いつかはっきり言わねばならないだろうとも言っていた。

去年（1976年）の2月に母親がA子とC子の前で、自分は本当の母ではない。生んでくれた母は他にいます。二人は朝鮮人である。というようなことを言った。C子は初めて聞かされすごくショックだったが、A子はうすうす知っていたらしく何も言わなかった。後から、母親にその時のことを聞いたが、母親自身よく言えたと言っていた。

A子が大声で泣くということは、一方で明

るくなりながらも続いていた。

■4年生(1976年)

しかし、4年生のはじめ(4月)のA子の日記帳に「きょうからわたしはなきません。強くなります……」という書き出しで始まる日記を書いた。そしてそれ以降、A子が学校で泣くということがなくなってきた。また、家庭でもこれまで家族みんなで何かをすることがなかったが、6月には「きょう、わたしとおとうさんとおかあさんともうとで、自転車を見がいた。わたしはおかあさんの自転車、おとうさんは弟の自転車、妹はわたしの自転車を見がいた……」「きょうは、おみせが休みだったので横浜へ行った。……わたしともうとと弟とおかあさんはハンバーグをたべた。おとうさんはピフテキを食べた。……」などの変化がみられるようになった。しかしながら、7月7日の日記には「きょうはせっかくのたなばたなのに夜になったら空がくもってきて、天の川がみられなかった。そのとき、わたしは残念だなと思った。たなばたの日のために、ささの葉をかってかざりもつけたのに、きょうはそらがまっくらだったので、わたしの書いたねがいごとをきいてくれたかなと思った。もし、きいてくれないければあの人にええないかもしれないからです。ある人とは、その名まえはいいたくありません。ボーイフレンドではありません。ある人の名まえを言うと、おかあさんがいえからでていかなければならないからです」と、記されていた。

9月に母親が入院した時は、学級文庫の本を何冊も母親のところに持っていった。11月の授業参観に初めて母親が来てくれた。その時のA子の喜びは今でも覚えている。12月の個人面談にも母親は来てくれ、母親としてがんばっている。A子のことがかわいくなってきたなどを話してくれた。

■終わりに

3年の初めに比べ、たしかにA子が変わった。明るくなった。しかし、現実には本名で

は登校していない。

2月に、「先生に話しておきたいこと」

「先生に聞いてもらいたいこと」という題で作文を子どもたちに書いてもらった。A子が書いてくれることを願って。

「先生あのね、わたしの今のおかあさんはほんとうのおかあさんじゃないの。いまのおかあさんは、そだてのおかあさんなの。この話をきいたのははじめてじゃないけど、わたしをうんだおかあさんは、今、東京にいるんだって。このことは、おばあちゃんからも、おかあさんからも、おとうさんからもきいたことがあるんだ。どうして二人もおかあさんがいるかというね、おとうさんがわたしをうんでくれたおかあさんとけんかをして、二人は、わかれちゃって、今のおかあさんなんだってさ。わたしの弟だけは、ほんとうのきょうだいじゃないの。いまのきょうだいの中で、ほんとうのきょうだいは、わたしともうとだけなんだ。でも、もう一人わたしのおねえさんがいるの。おねえさんは、いま5年生なの。わたしは4年でいもうとは3年なんだ。わたしは、どうしておねえさんだけ今いないかっていうのは、おばあちゃんにきいたからわかっているんだ。あのね、わたしが小さいとき、おとうさんと東京にいるおかあさんといっしょだったときのことなんだ。東京のおかあさんが、かいものにいこうとゆったね、わたしともうとはおばあちゃんのところへ行っただけど、おねえちゃんは、そのおかあさんのところへいったんだって。おねえちゃんの名前はT子っていう。東京にいるおかあさんは、また、赤ちゃんを一人生んだんだって。その子はまた女の子なんだって。

わたしは、東京にいるみんなに会いたいなと思ったけど、今のおかあさんがいるから、東京のおかあさんのことをわすれようとしているけど、なかなかわすれられないんだ。どうしてだろう。

もう東京にいるおかあさんをわすれて、今のおかあさんのことを思おうとがんばっているけど、やっぱり東京にいるおかあさんのことをわすれられないの。先生どうして。」

A子がやっと、僕に向って口を開いてくれた。

やっと入口に來た感じがする。ともすれば
力んでいた自分の中から力みがきえ、楽にな
ってきている。

これまでの僕のとりくみをきびしく批判し
てもらい、次の展望を教えてもらえればと思
う。

無知は罪惡だ！

一民間連連続セミナーに
参加して一

永田 裕之

およそ感想を述べるなどと言った類の事は
とてもできない相談なのである。それは、問
題がすぐに自分自身まで及んできて、自分の
言葉ではなく行為が問われるからだだろう。だ
から止むを得ず、今第2回目の李殷直氏の話
を聞き終わって頭に浮かぶ、あれこれの事を
断片的に書きしるす事にしたい。

■何と多くの事を知らずにいたか

“無知は罪惡だ”と言うおそろしく厳しい
言葉があって、ぼくも、しぶしぶ、この言葉
の持つ意味を認めざるを得ない。しかし、こ
と在日朝鮮人問題の問題性、ないし、問題の
所在ぐらいは知っている、という自負があっ
て、だからこそ堂々と授業で朝鮮人問題の話
をしたりしてきた。しかし、単なる知識だけ
から言っても、いかに自分の知識が「無知」
に属する物だったかを、セミナーは教えてく
れる。例えば学校教育法の成立を一つの契機
にして民族学校の弾圧がはじまった事、逆に
学校教育法の規定を逆用して、民族学校を都
立学校として残し、しのいできた事など。在
日朝鮮人の視点をほんの少しでも取り入れる
事によって戦後教育史のはじまりが栄光から

残酷へと変化してしまう事に今さらの様に気
付いたのも、セミナー参加の後の事である。
たった2回だけのセミナーでなんと多くの
「知識」を得たことか。授業で在日朝鮮人問
題を語り、そして圧倒的な生徒の差別感を前
にして立ち往生した時も、もしかしたら、ぼ
くは自分の無知にすら気付かなかったのかも
知れない。

■思い出すことがやたらに多く

次々と新しい知識が立ち現れ、普通ならそ
れは始として興奮すら覚えるほどうれしい事
なのだが、セミナーの話は、いつも何かしら
悔いの伴う事を思い出させる。「朝鮮人であ
ることを恥」と思い、日本人らしくふるまう同
胞」、「法務省に山積みされている帰化申請」
について李殷直氏が語る時、ぼくは1人の大
学時代の友人について思い出す。彼は、偶々
法務省近くの喫茶店の片すみで、ぼくに小さ
な声で、自分が朝鮮人である事と、チョーセ
ンと言って馬鹿にされた事を語った。その時
ぼくはどんな顔をしていただろう。「それは
大変だったろうけれどオレは差別しない」と
言った感じで平然としていたにちがいない。
彼とは、その後も多くの事を語ったのに朝鮮
人問題はそれきりだったような気がする。も
う1人の朝鮮人の友人は、つい先日、同じ朝
鮮人の娘さんと結婚した。彼は大学2年の時
から本名を名のりはじめた。そして、植民地
下の朝鮮について我々にレポートしてくれた。
しかし、ぼくはとうとう彼の事を本名で呼ぶ
事をしなかった。そして今でも。教師になっ
てからはどうだったろう。「同胞の子供たち
は優等生か劣等生のどちらかだ。劣等生は、
町に出てふらつく。どうなるかは明らかでは
ないか」、「民族教育をしないでどうして彼
らが立ち直れるか」、「日帝の事を悪く言っ
ても、我々の子供は少しも良くはならない」
李氏がこう叫ぶ時、日本人教師であるぼくは
何と応えればよいのか。「金持ちとか人気者
が帰化を強制される一方、多くの貧しい者の
帰化申請が受けつけられる事はない。日本は
そういう政策をとっている」その日本人教師

としてどうなのか。「本当は同胞の若者が、地域の後輩の面倒を見ればよい。しかし、現状では日本の学校の先生に頼むしかない。ぜひ、我々の子どもたちのためにも御協力願いたい」こう李氏が話を結ぶ時、ぼくは明日からの自分に大きな宿題が——しかも、それまでやるべき事をやらなかったために、それをやらない事には決して進級ができなくなるような宿題が出されたように感じるのである。
(伝習館闘争支援神奈川100人委員会ニュース第3号より転載)

ミニ情報

■行政差別撤廃闘争

〔静岡市〕

静岡韓国人福祉増進連絡協議会(静岡韓福連)は1月25日、静岡市に対し、①国に法改正を求める意見書の提出②市独自の児童手当支給実施——等を求める交渉を行った。これは、今までの交渉の中で、市側が「差別があることは認めるが、国の法律が改正されないかぎり、市でも支給する考えはない」という姿勢に終始しているため、もたれたもので、今回も双方の主張は並行線をたどった。

〔焼津市〕

静岡韓福連焼津支部はさる2月12日、焼津市に行政差別撤廃を求め、第1回の交渉をもった。話し合いでは、①公営住宅入居②児童手当支給③地方公務員の就職差別撤廃——などが焦点になった。

市側は、公営住宅入居については直ちに認めるが、他の点に関しては前向きに検討すると答えた。

なお、焼津市の同胞は約55世帯200人。

■民団「行政差別撤廃運動に関する懇談会」開く

去る1月27日、民団中央本部は、各地で民団が主になって行っている行政差別撤廃運動の代表者、責任者らを集め「行政差別撤廃運動に関する懇談会」を開いた。

この日は、それぞれの取り組みを紹介しあう中で、①地方間の運動格差の是正、②同胞はどの程度まで権利を主張できるか——という問題が総合的に話された。

なお、民団中央ではこの日の話し合いをもとに「行政差別白書」を作成する予定。

■樺太抑留韓国人帰還訴訟

在サハリン韓国人帰還促進会は、新たに在サハリン韓国人51家族・137人と同地で死亡した11人の名簿を入手した。これによって、在サハリン韓国人は11,271人、死亡した韓国人は588人となった。

また、「タイム」に掲載された樺太抑留韓国人問題の意見広告によって、すでにカナダ、西ドイツ、デンマークから運動の支援やカンパが樺太裁判実行委員会に寄せられている。

■本名呼称裁判

在日大韓基督教小倉教会の崔昌華(チョエ・チャンホア)牧師が起こした本名裁判は、2月14日に判決公判が行なわれる予定だったが、去る2月7日、福岡地裁小倉支部は崔牧師に対し、公判を3月28日まで延期すると通告してきた。

この決定は、昨年11月1日の第5回公判において、鍋山裁判長が一方的に審理をうち切った後、崔牧師からの審理再開の問い合わせに答える形ででてきたもので、この決定を崔牧師は「裁判所に審理再開を迫る上での証拠を提出しており、その可能性が出てきたもの」と受けとめている。

■関西学院大学「在日韓国人問題セミナー」開講

関西学院大学(兵庫県西宮市・久保芳和学長)は、本年度より同大学教養課程の「総合コース」の提供課目に「在日韓国人問題セミ

ナー」を新たに開講することを予定し、準備をすすめている。

これは、近來日本社会における民族差別がクローズアップされているため、在日同胞の歴史、生活、差別の実態、法律問題を多角的にとりあげ、正しい理解の基に在日朝鮮人問題を見れるように、との目的で準備されているもの。

同セミナーは、2月末の大学評議会で正式に決定される。受講生は主に1年生が対象で教養科目の選択科目として4単位が与えられることになっており、今のところ講師は未定。

なお、同大学は本年度より、民族学校卒業者にも受験資格が認められることになった。

■在日韓国人をテーマに写真展

1月30日から2月4日までの6日間にわたって、「在日韓国人の苦難と抵抗の70年史」と題する写真展が開かれた。これは、在日韓国人問題研究所(RAIK)、在日大韓基督教会総会社会局、在日韓国YMCA、早稲田奉仕園が共催して開かれたもので、在日同胞の70年史を写真で知ってもらい、今日の民族差別問題を考えようというもの。

また、写真展と並行して講演会も行なわれ「在日韓国基督教の歩み」と題して呉允台(オ・ユンテ)在日大韓基督教東京教会牧師、「在日韓国人の人権運動と展望」と題して崔昌華(チョエ・チャンホア)牧師、「日立闘争とその後の民族差別撤廃運動」と題して裴重度(ベェ・デュド)RAIK主事の講演があった。

同写真展はのべ300人、講演会はそれぞれ約40名の入場者があった。

■同胞が横浜に児童施設を建設

日本の福祉行政からおちこぼれた同胞の児童のための養護施設が横浜で設立された。これは、在日大韓民国居留児童養護協会(趙載元・チョ・ジェウォン会長)が横浜市の港が見える丘公園の近くに400坪の敷地、50坪の施設を建設して開設したもので、すでに川崎市の母子家庭で母親が肺結核で入院中の

4才の男児らの受け入れが決まっている。

なお、同協会は、現在、保母、教師の募集も行っている。

■“丸正事件”被告李得賢氏が近く仮出獄

最近問題になっている 罪事件の一つのケースとして知られている、いわゆる「丸正事件」の被告である李得賢(イ・ドックヒョン)氏が、民団宮城県本部が身柄引受け人となって仮出獄することになった。

■司法修習生採用拒否事件

去る2月2日、東京・千代田区の第二東京弁護士会館で「弁護士・司法修習生と国籍一金敬得氏の司法修習生採用をめぐる」と題するシンポジウムが開かれた。

同シンポジウムでは、田中宏・愛知県立大学助教授が「在日韓国・朝鮮人の(法的)地位と関連して」、宮崎繁樹・明治大学教授が「世界人権規約と関連して」、飯島澄雄弁護士が「米連邦最高裁判決と関連して」とそれぞれ題して報告があり、いずれの観点から見ても、司法修習生採用に際してその欠格事由の第一に「日本国籍を有しない者」とする最高裁判断は不当であると述べた。

なお、この問題に対して在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会が最高裁に要望書を出しているが、この程、民団近畿地区協議会、民生部長会が要望書を提出、大阪の民族学校の生徒が署名を集める等、同胞の関心は増々高まっている。

■東京新聞差別記事問題

東京新聞の「展望台」というコラムに書かれた、鎌田同紙ソウル特派員の「恨みを忘れず」という記事が、韓国(人)に対する予断と偏見に満ちたものであるとして、川崎・在日同胞の人権を守る会は東京新聞に抗議してきた(民闘連ニュース第15号参照)が、去る12月10日、1月21日と第5回、第6回交渉を持った。

第5回交渉の中で東京新聞は陳謝文を提出

したが、それは、①鎌田特派員が書いた記事はもともと差別的なものではなく、編集の過程（文章を削る）で誤解を与えるものとなった。②結果的に在日韓国・朝鮮人に対する差別を助長することになったのに対し遺憾の意を表する、というもので、全体的に“編集責任者として配慮を欠いた”という抽象的な内容のものであった。これに対し人権を守る会は、陳謝文は事務的に書いたもので、責任を回避していると指摘し、陳謝文に表われている東京新聞の姿勢を批判した。

第6回交渉は、再度、東京新聞が陳謝文を出したが、内容は前回とほとんど変わらないものであった。しかし、人権を守る会の抗議の中で東京新聞の尾崎編集局長代理は「自分を含め日本人の意識構造に韓国人に対する偏見が形成され、根強い差別が続いている。在日韓国人の状況を知ることによって、自己も東京新聞の編集のあり方も変えていきたい」と述べ、2月1日にもう一度陳謝文を出すことになった。

2月1日、人権を守る会は、第6回交渉時

の局長代理の言葉に基づく陳謝文を受けとった。人権を守る会では、この陳謝文をどのように受けとめるか、現在検討している。

■国民年金受給資格誤認事件

東京・荒川区に住む在日韓国人の金鉉鈞（キム・ヒョンジョ）さんは、12年間も掛金を払い続けた国民年金を、いざ、受給の時になって区役所の方から「韓国人は国民年金の加入資格もなければ、当然受給資格もない。事務上のミスで国民年金の加入を受けつけてしまった」として、年金の支給を拒否された（民闘連ニュース第15号・ミニ情報参照）ことに対し、去る2月16日、弁護士近藤康二さんと東京都民生局国民年金課に審査請求を申し立てた。

これは、国民年金法で、トラブルが生じた場合直接裁判に持ち込むことができず、前段階としてこの手続を義務づけているため、同国民年金課はこれを受理し、60日以内のできるだけ早い時期に文書で回答すると約束した。

編 集 後 記

■民闘連運動を担っている同胞青年、特により現場に密着して運動を展開している青年の話を見ると、彼らの悩みや葛藤に圧倒されそうになる。それは、自己及び自分の運動をいつも厳しく点検しているからだだろう。何が同胞の解放なのか、何が民族運動なのか、と常に自問している。ある時はギスギスしたものを感じさせるかもしれない。しかしそれは非難されるものではなく、運動の過程の必然性であると思う。同胞の現実にも密着するといっても、少なくとも文章になったものでは、「在日朝鮮人青年の証言」にしろ「はるかなる波濤」にしろ日本人が書いたものだから。これをのり越えた時、同胞の運動は新たなものを作り出せると思う。

■民闘連ニュースも、その発行の遅れを大分とり戻すことができた。これを読者の皆様のおかげと感謝したい。投稿して下さった方、金銭面で援助をして下さった方、その他物心両面にわたって協力して下さった読者諸氏に感謝したい。民闘連ニュースの前途も厳しいものがあり、より一層の御協力をお願いする次第です。

（S.T）

資 料 案 内

(R A I K 取 り 扱 い)

☆RAIK発行資料

- ・全国版—在日韓国人の闘争—児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録 №6 200円
- ・就職差別問題資料—糾弾!! 労働省・労務行政研究所 №7 200円
- ・㊟資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円
- ・HOW LONG. O LORD: HOW LONG (樺太抑留韓国人問題) 400円
- ・民闘連ニュース 1号〜18号(民闘連刊) 各150円
- ・第二回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 500円

☆日立闘争関係資料

- ・原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張
朴君を囲む会刊(資料集№1) 300円
- ・在日朝鮮人に対する同化教育についての考察—解放後における大阪を中心に—
朴君を囲む会刊(資料集№2) 300円
- ・証言集1 佐藤勝巳 " (" №3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" №4) 150円
- ・証言集4 李 殷 直 " (" №5) 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・日立就業差別裁判・判決全文 " 100円

☆各運動体その他の発行資料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総合刊 100円
- ・エフH(コゲ)第1集〜第4集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・燈台 第29号・第30号・第32号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- ・DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2,000円
- ・韓国民主化闘争資料集 1973—1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- ・緊迫した韓国キリスト者の叫び 日本カトリック正義と平和協議会刊 200円
- ・3・1祈禱会事件により立件された司祭のためのミサ " 200円
- ・アジアの人権 1号〜4号 アジア人権センター刊 各400円
- ・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- ・在日朝鮮人の日本渡航史 400円
- ・申京煥君の強制送還を許すな、/ №1〜2 申君を支える会刊 300円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 " 150円
- ・申京煥君裁判資料 " 400円
- ・申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- ・むくげ通信・合本 1976年版 №34〜№39 むくげの会刊 600円

・強制送還阻止。／ 一韓さん一家支援のために	韓さん一家を守る会刊	300円
・入管と縁を切りたい。／ №1～2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏改名を許すな。／	人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題	金敬得君を支援する会刊	300円
・さつづきの群れ — 京都韓国学園建設問題に関する資料集 —		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進。／ 7・20集会報告集		
	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 — 民族運動としての地域活動をめざして — 資料№1		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	300円
・行政差別撤廃運動 — 尼崎市闘争記録集 —		
	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・韓国留学生運動史 — 早稲田大学 宇 里 同窓会七〇年史 —		2,500円
・日本における朝鮮少数民族 エドワード・W・ワグナー著	湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集	"	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	"	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年～1953年)	"	2,600円
・国籍と人権	崔 昌 華著 酒井書店	2,500円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝巳著 同 成 社	1,500円
・在日朝鮮人 — その差別と処遇の実態 —	佐藤勝巳著 "	2,300円
・日本人教師にとわれているもの	在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊	400円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・ を返せ。の要求に応じて		400円
・民族学級をいかに進めようとしているか	資料集№ 1	400円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	" № 2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	" № 3	200円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか		
— 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 —	" № 4	300円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	" № 5	300円
・今日の朝鮮民族差別 — 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る —	" № 6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	" № 7	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" № 8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 — 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって —		
	資料集№ 9	200円
・矢田チョソン友の会“強制連行”の地へゆく	" №10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		200円
・사람 (サラム) 民話編1		150円
・ " " 2.		200円

発行日 1977年 2月15日

№18号

頒価150円

発行人 李 仁 夏

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL. 03-203-7575

民間連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268